

医療法人 山下病院

運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人山下病院が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者に対する適切かつ円滑なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次の援助を行う。

(1) 指定居宅療養管理指導においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、居宅療養管理指導従事者等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図るものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営めるように配慮し、介護予防居宅療養管理指導従事者等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

(3) 訪問リハビリテーションについては、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

(4) 介護予防訪問リハビリテーションについては、要支援状態の利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 事業所は、一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和2年条例第52号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

医療法人 山下病院

(2) 所在地

一宮市中町1丁目3-5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤)

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名以上 (うち常勤2名)

サービス提供責任者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画、及び行動援護計画の作成に関する業務のほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 3名 (うち常勤3名)

従業者は、居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

平日：午前8：00時から午後5：00時まで

土曜日：午前8：00時から午後0：30時までとする。

(3) サービス提供日

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間

平日：午前8：00時から午後5：00時まで

土曜日：午前8：00時から午後0：30時までとする。

(5) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護等の内容)

第6条 指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 医師による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

(2) 理学療法士により訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第7条 事業所は、サービスを提供した際は、利用者等からそのサービスに係る利用者負担額の支払いを受ける。

1 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者等から法第29条第3項第1号の規定により算定された費用の額（その額が現にサービスに要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、そのサービスに要した費用の額）の支払いを受ける。

2 サービスを提供に要した交通費は、徴収しない。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対し、事前に文書でサービス内容及び費用に

ついて説明を行い、同意を得る。

4 第1項の費用の支払いを受けた場合は、利用者等に対し、その費用に係る領収証を交付する。

（利用者負担額等に係る管理）

第8条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、その利用者が同一の月に当事業所が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、そのサービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額からそのサービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、一宮市とする。

（緊急時における対応方法）

第10条 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

（主たる対象者の障害の種類）

第11条 事業の主たる対象の障害の種類は、特定しない。

（虐待の防止）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- （3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（苦情解決）

第13条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供したサービスに関し、一宮市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して一宮市が行う調査に協力するとともに、一宮市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、一宮市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を一宮市に報告する。
- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておく。
- 2 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 3 従業員及び管理者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業員及び管理者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員及び管理者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 6 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存する。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人山下病院と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。